

かんない総合法律事務所 料金案内（一般民事事件）

特に表記がない場合は消費税込みの価格を記載しております。

以下の記載は目安となりますので、まずにご相談ください。

一般民事事件（金銭請求事件、不動産に関する事件など）、相続事件

着手時に着手金、事件終了時に得られた経済的利益に対する報酬金を申し受けます。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下	経済的利益の8%+消費税 (ただし最低11万円~)	経済的利益の16%+消費税
300万円~ 3000万円	(経済的利益の5%+9万円) +消費税	(経済的利益の10%+18万円) +消費税
3000万円~ 3億円	(経済的利益の3%+69万円) +消費税	(経済的利益の6%+138万円) +消費税
3億円~	(経済的利益の2%+369万円) +消費税	(経済的利益の4%+738万円) +消費税